

「パブリック・コメント」を実施します」

新型インフルエンザ対策行動計画(素案)

に対する「意見」を募集します

目的・趣旨

厚生労働省は、新型インフルエンザの発生及びまん延防止のために平成17年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。これを受けて県は、平成17年12月「山梨県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。また、厚生労働省は、平成20年度に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」と「新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、更なる対策の強化を図りました。県においても平成21年2月に行動計画を改正し、対策の強化を図りました。

こうした中、本市では、国・県における「新型インフルエンザ対策行動計画」と整合性を保ちながら、新型インフルエンザの感染の拡大を可能な限り防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限に止めるため「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定します。

基本理念

新型インフルエンザが発生する時期や地域、その感染力、病原性の強さなどを正確に予測することは困難であり、また、こうしたことから、市民生活に大きな影響を及ぼすことが無いよう、国、県の動向を見据えながら事前に計画・準備を行い、各関係機関及び近隣市町村と連

携を図りながら、新型インフルエンザの出現を可能な限り防止し、発生初期の段階で、できる限り封じ込めを行うとともに、感染拡大に伴う健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下を極力抑制します。また、「都留市地域防災計画」との整合性を保ちながら全庁一体となつて積極的に取り組みます。

計画期間

新型インフルエンザの流行は必ずしも予測どおりに展開するものでないため、本行動計画は国及び県の行動計画の改正に合わせて、行動計画の見直しを行っていきます。

意見の募集期間

8月5日(水)～25日(火)

意見の提出方法

次のいずれかの方法により健康推進課までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送で提出

〒402-0051

都留市下谷2516-1

いきいきプラザ都留内

健康推進課

○FAX (46)5119

○電子メール kenkou@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、案件名、氏名、住所、連絡先のご記入をお願いします。ご記

入がない場合は、受け付けられません。
公表の方法

この素案については、市のホームページまたは次の場所において縦覧できます。

○情報公開総合窓口

(行政管理課 法制安全室)

○健康推進課(いきいきプラザ都留内)

○各地域コミュニティセンター

○市立図書館

※情報公開総合窓口、健康推進課、各

コミュニティセンターは土・日曜日、

祝日は縦覧できません。

※図書館閉館日は、21ページの「図書館

だより」を参照してください。

問合せ 健康推進課 保健・予防担当

☎(46)5113

都留市新型インフルエンザ対策行動計画(素案)の概要

○前段階(未発生期)

ワクチン接種実施計画の策定、備蓄薬用品の確保、保育園(所)・学校における対応マニュアルの作成、不審死野鳥の情報収集、要援護者のリストアップなどを行います。

○第一段階(海外発生期)

新型インフルエンザ対策本部の設置、備蓄している食糧・生活必需品の確認、電話相談窓口の設置、要支援者への対応策の検討などを行います。

○第二段階(国内発生早期)

発熱相談センター・発熱外来の設置、保育園(所)や学校の行事の自粛や臨時休業(休校)などの感染拡大防止策の対策実施、要支援者の実態把握などを行います。

○第三段階(感染拡大期)

食糧・生活必需品の調達、観光関係団体へ営業の自粛要請、発熱相談センター・発熱外来の機能強化、要支援者への支援などを行います。

○第三段階(まん延期・回復期)

市所有施設を使用した臨時医療体制の実施、感染防御資器材の補給、臨時遺体安置所の確保などを行います。

○第四段階(小康期)

発熱相談センター・発熱外来の縮小または終了、流行第二波に備えて抗インフルエンザ薬の確保、市所有地を利用した臨時医療体制の終了などを行います。

広く市民の皆様からご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。パブリックコメントを実施します。

